

知的財産権判例ニュース

生田哲郎◎弁護士・弁理士／寺島英輔◎弁護士

ツイッター上でのリツイート行為が、 判示の事実関係のもとで、 著作者の氏名表示権を侵害する旨判断した最高裁判決

[最高裁判所第三小法廷 令和2年7月21日判決 平成30年(受)第1412号]

1. 事件の概要と原審の経過

(1)本件は、写真の著作者である被上告人が、ツイッター(インターネットを利用してツイートと呼ばれるメッセージ等を投稿することができる情報ネットワーク)のウェブサイトになされた投稿により、当該写真に関する被上告人の氏名表示権等を侵害されたとして、ツイッターを運営する上告人に対し、いわゆるプロバイダ責任制限法4条1項に基づく発信者情報開示請求をした事案です。

(2)本件において無断で他人の著作物の画像ファイルを含むツイートをしたことは著作者の公衆送信権を侵害することが明らかであり、争点となっておりません。

他方、上記ツイートのリツイート(第三者のツイートを紹介・引用するツイッター上の再投稿)行為が著作者の公衆送信権を侵害するか否かが第1審、原審では争点となりました。

第1審、原審ともに、リツイート行為は、元ツイートのツイート画像ファイル保存URLへのインラインリンク(リンク先のファイルのデータが、リンク先のサーバーから直接ユーザー端末に送信され、ユーザーの操作なくして当該データがユーザー端末上に自動表示

されるよう設定されたリンク)を自動的に設定するものにすぎず、リンク元であるリツイート者のサーバーからユーザー端末へ著作物に係る画像データの送信は行われないことを根拠として、最高裁平成23年1月18日判決・民集65巻1号121頁を引用しつつ、リツイート行為は自動公衆送信に当たらない旨判示し、リツイート行為による公衆送信権侵害の主張を排斥しました。また、原審は、リツイート行為が自動公衆送信行為自体を容易にしたとはいえないとして、^{ほうじょ}幫助も否定しました。

(3)一方、原審はリツイート者のタイムラインに表示される画像は、元々の写真と位置・大きさが異なり、著作者の氏名が表示されなくなったことから、リツイート行為により、著作者の著作者人格権(同一性保持権・氏名表示権)が侵害された旨判示しました。

本件は、最高裁がリツイート行為による氏名表示権侵害を認めたことが注目された事案ですので、氏名表示権侵害に関する判断を中心にご紹介します。

2. 原審が確定した事実関係

最高裁は、原審が適法に確定した事実を以下のとおり適示しました(参考図

を参照)。

(1)被上告人は、平成21年、本件写真の隅に「©」マークおよび自己の氏名をアルファベット表記した文字等(以下、本件氏名表示部分)を付加した画像(以下、本件写真画像)を自己のウェブサイトに掲載した。

(2)平成26年12月、ツイッター上の元ツイート者アカウントにおいて、被上告人に無断で、本件写真画像を複製した画像の掲載を含むツイートが投稿された。これにより、本件写真画像を複製した画像(以下、本件元画像)が、本件画像ファイル保存用URLの画像ファイルとしてサーバーに保存された。

(3)その後、リツイート者の本件各アカウントにおいて、それぞれ、ツイートのリツイートがされた(以下、それぞれのリツイートを「本件各リツイート」、これにより投稿されたメッセージ等を「本件各リツイート記事」という。また、本件各リツイートをした者を「本件各リツイート者」という)。これにより、不特定の者が閲覧できる本件各アカウントの各タイムライン(個々のツイートが時系列順に表示されるページ)に、本件各表示画像が本件各リツイート記事の一部として表示されるようになった。本件

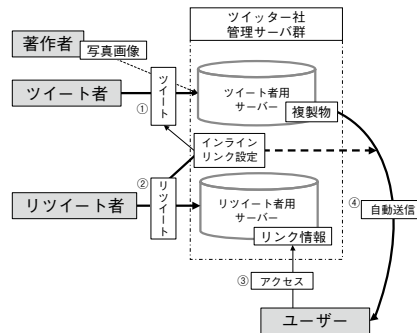
各表示画像は、本件元画像の上部および下部がトリミング（一部切除）された形となっており、そのため、本件氏名表示部分が表示されなくなっている。

（４）本件各アカウントの各タイムラインに本件各表示画像が表示されるのは、本件各リツイートにより各タイムラインの本件各ウェブページに本件画像ファイル保存用URLの本件元画像ファイルへのリンク（いわゆるインラインリンク）が自動的に設定されるためである。

すなわち、本件各リツイートがされることによって、自動的に、上記リンクを表示する情報およびリンク先の画像の表示の仕方（大きさ、配置等）を指定する情報を記述したHTML等のデータ（以下、本件リンク画像表示データ）が、本件各ウェブページ（リンク元のウェブページ）に係るサーバーの記録媒体に記録される。ユーザーが本件各ウェブページにアクセスすると、自動的に、①本件リンク画像表示データが、本件各ウェブページに係るサーバーからユーザー端末に送信され、②これにより、ユーザーの操作を介することなく、本件元画像のデータ（リンク先のファイルのデータ）が、本件画像ファイル保存用URLに係るサーバーからユーザー端末に送信され、③ユーザー端末の画面上に当該画像が上記指定に従って表示される。ツイッターのシステムにおいては、リンク先の画像の表示の仕方に関するHTML等の指定により、リンク先の元の画像とは縦横の大きさが異なる画像やトリミングされた画像が表示されることがあるところ、本件においても、これにより、本件各表示画像は、トリミングされた形でユーザー端末の画面上に表示され、本件

氏名表示部分が表示されなくなったものである。

【参考図】



3. 上告受理申立理由

氏名表示権を規定する著作権法19条1項の解釈に関する上告人の上告受理申立理由は、以下のとおりです。

「①本件各リツイート者は、本件各リツイートによって、著作権侵害となる著作物の利用をしていないから、著作権法19条1項の『著作物の公衆への提供若しくは提示』をしていないし、②本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができることから、本件各リツイート者は、本件写真につき『すでに著作者が表示しているところから従って著作者名を表示』（同条2項）しているといえるのに、本件各リツイートによる本件氏名表示権の侵害を認めた原審の判断には著作権法の解釈適用の誤りがある」

4. 最高裁判所の判断

本判決は、①について、著作権法19条1項の「著作物の公衆への提供若しくは提示」は、「上記権利に係る著作物

の利用によることを要しない」として、上告人の主張を排斥しました。

また、②について、「前記事実関係等によれば、被上告人は、本件写真画像の隅に著作者名の表示として本件氏名表示部分を付していたが、本件各リツイート者が本件各リツイートによって本件リンク画像表示データを送信したことにより、本件各表示画像はトリミングされた形で表示されることになり本件氏名表示部分が表示されなくなったものである（なお、このような画像の表示の仕方は、ツイッターのシステムの仕様によるものであるが、他方で、本件各リツイート者は、それを認識しているか否かにかかわらず、そのようなシステムを利用して本件各リツイートを行っており、上記の事態は、客観的には、その本件各リツイート者の行為によって現実に生ずるに至ったことが明らかである）。また、本件各リツイート者は、本件各リツイートによって本件各表示画像を表示した本件各ウェブページにおいて、他に本件写真の著作者名の表示をしなかったものである。

そして、本件各リツイート記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるとしても、本件各表示画像が表示されているウェブページとは別個のウェブページに本件氏名表示部分があるということとどまり、本件各ウェブページを閲覧するユーザーは、本件各表示画像をクリックしない限り、著作者名の表示を目にすることはない。また、同ユーザーが本件各表示画像を通常クリックするといえるような事情もうかがわれない。そうすると、本件各リツイー

ト記事中の本件各表示画像をクリックすれば、本件氏名表示部分がある本件元画像を見ることができるということをもって、本件各リツイート者が著作権名を表示したことになるものではないというべきである」と判示し、「本件各リツイート者は、本件各リツイートにより、本件氏名表示権を侵害した」と結論づけ、原審の判断を維持しました。

5. 考察

(1)原審では、リツイート行為（インラインリンクの設定行為）による複製権侵害および公衆送信権侵害は否定されましたが、最高裁ではいずれも争点とならず、氏名表示権侵害の有無のみが争われました。

(2)著作権法19条1項前段は、「著作権者は、……その著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作権名として表示……する権利を有する」旨規定しています。

同条項の解釈として、21～27条の利用行為が伴う場合に限り氏名表示権侵害を認める見解と、そのような利用行為が伴わなくても侵害を認める見解がありますが、最高裁は後者を採用しました。最高裁は明言していませんが、リツイート行為が複製権侵害、公衆送信権侵害に該当しないことを示唆したとも受け取れます。

(3)本判決は、リツイート者が、リツイートによって、新たにそのアカウントのタイムラインに著作権者の氏名表示がトリミングされた写真画像を表示させ、当該写真について著作権者がしていた著作権名の表示をしなかったという客観的事実を捉え、氏名表示権侵害を認定しまし

た。そして、著作権者の氏名表示部分がトリミングされた形でユーザーの端末に写真画像が表示される事態はツイッターのシステムの仕様に起因するとしても、氏名表示権侵害の主体はリツイート者である旨判断しました。

さらに、リツイート記事中の表示画像をクリックすれば、氏名表示部分がある元画像を見ることができるとしても、ユーザーが表示画像を通常クリックするという事情がうかがわれぬ以上、「著作権者名を表示」(19条2項)したことになるものではない旨判断しました。

もっとも、本判決はあくまで画像を無断掲載した元ツイートをリツイートしたという事案について氏名表示権侵害を認めた事例判決であり、画像を含むツイート一般につきそのリツイート行為を氏名表示権侵害に当たるとした判決ではないことに注意が必要です。

(4)なお、リツイートを氏名表示権侵害の主体と判断した本判決に対しては、反対意見が付されています。その根拠として、著作権者の氏名表示部分がトリミングされる画像表示の方法はツイッターのシステムの仕様によるもので、リツイート者が元ツイートに掲載された画像の表示方法を変更する余地はないこと、写真画像の無断アップロードをしたのはリツイート者でなく元ツイート者であること、リツイートに際し出所や著作権者の同意等につき逐一調査、確認する

という大きな負担を利用者に課すのは不当であることが挙げられています。

これに対し、本判決の補足意見は、「問題が生ずるのは、出所がはっきりせず無断掲載のおそれがある画像を含む元ツイートをリツイートする場合に限られる」こと、「ユーザーがリツイート記事中の表示画像を通常クリック等する」といった事情がある場合は著作権者の表示(19条2項)があったとみる余地があること、19条3項により著作権者の表示を省略できる場合があり得ることなどを根拠として、利用者の負担が過度に重くはならないとしています。ただし、反対意見の論拠にも十分配慮し、ツイッター運営社に対し、利用者に対する周知等の適切な対応を促しています。

(5)本判決は、SNSなど情報流通サービスが重要な社会的インフラとなった今日において、利用者の表現の自由・情報流通による知る権利と、著作権者の著作権との調和をいかに図るかという難題に対し、一定の判断を示した重要判決と位置付けられます。リツイートによる公衆送信権侵害、複製権侵害が原審で否定された状況において、本判決が、同一の行為につき著作人格権である氏名表示権侵害を認めた点については、機能的著作物の台頭、著作物の経済財化などに伴い50条の意義が変容しつつある現在の状況において、論者により意見が分かれるでしょう。

いくたてつお

東京工業大学大学院修士課程修了。技術者としてメーカーに入社。弁護士・弁理士登録後、もっぱら、国内外の侵害訴訟、ライセンス契約、特許・商標出願等の知財実務に従事。この間、米国の法律事務所に勤務し、独国マックス・プランク特許法研究所に在籍。

てらしま えいすけ

東京大学経済学部経済学科、同経営学科卒業。知的財産法務以外にも、多数の一般民事事件、刑事事件における豊富な経験・実績を有する。交渉・訴訟対応全般を得意とする。AI・機械学習分野における法務も取り扱う。統計検定（1級・統計数理、準1級）取得。